

長野県信濃美術館整備検討委員会の公開・非公開について

- 1 本委員会は、県の「審議会等の設置及び運営に関する指針」(平成14年1月18日制定)に基づき、原則として公開する。
- 2 希望者に傍聴を認め、会議結果をホームページ上で公表する。
- 3 県の情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)第7条各号に定める非公開情報について審議する場合又は会議を公開することにより公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合は、委員長等がその会議に諮って非公開とする。

(参考)

審議会等の設置及び運営に関する指針(抄)

第5 審議会などの会議の公開

審議会などの会議は、原則として公開することとし、公開に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の公表により行うこと。
- (2) 会議の傍聴は、審議会等の長が、会場に一定の傍聴席を設けて、希望する者に傍聴を認めることにより行うこと。
- (3) 審議会等の長は、傍聴を認める会議の開催に当たっては、あらかじめ審議会等の名称、開催日時、場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続等について、原則として開催日の1週間前、遅くとも3日前までにプレスリリースするとともに、県のホームページに掲載することにより県民に周知すること。
- (4) 会議結果の公表は、議事録及び会議資料の県のホームページへの掲載、行政情報センター、行政情報コーナー等への備え付けにより行うこと。
- (5) 会議資料の公表は会議終了の日から概ね2週間以内を目安に、また、議事録の公表は概ね1月以内を目安に行うよう努めること。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長がその会議に諮って非公開の決定を行うことができること。なお、非公開の理由の開示を求められた場合には、それを明らかにすること。
 ア 長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)第7条各号に定める非公開情報について審議する場合
 イ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合
- (7) 会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の長が会議の開催日時等の決定にあわせ、会議に諮って行うこと。なお、あらかじめ会議に諮ることができない場合は、各委員の意思を確認し事前に決定すること。
- (8) 会議の傍聴を認めない場合であっても、議事要旨の記録等の公開が可能な場合、会議結果の公表は行うこと。